# 平成29年度 第1回 高知市自立支援協議会 説明資料

平成29年5月24日(水) 総合あんしんセンター 高知市健康福祉部 障がい福祉課

## 次第

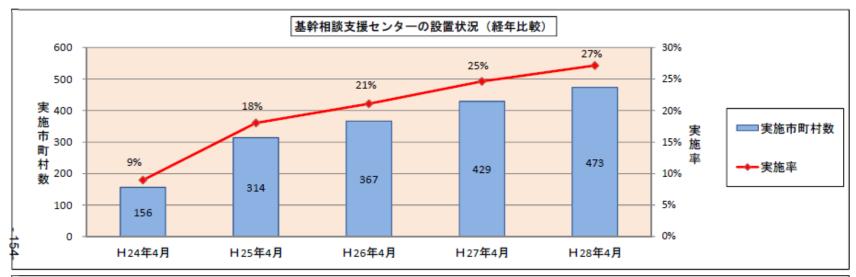
- 1 開会
- 2 異動等に伴う委員及び事務局職員紹介
- 3 報告·協議事項
  - ①協議 基幹相談支援センター
  - ②報告 相談支援体制実績等報告
- 4 今後のスケジュール
- 5 閉会

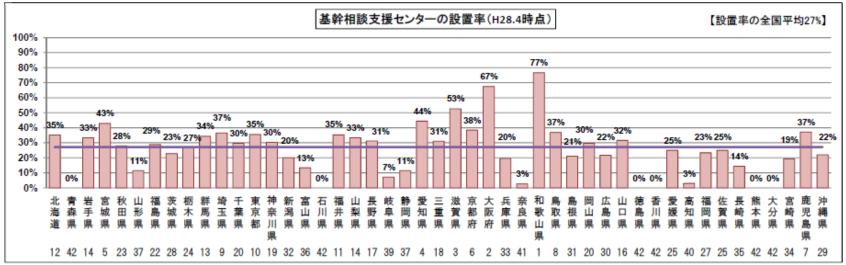
# 3 報告・協議事項

①協議 基幹相談支援センター

### 1 全国の設置状況

### H28.4現在





### 2 国の基本指針案

#### 基幹相談支援センターの設置促進等について

第83回社会保障審議会障害者部会 資料2-3より抜粋

#### 基本的な考え方

- 平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性について、平成28年10月にそのとりまとめを公表した。
- 上記のとりまとめにおいては、
- ・<u>基幹相談支援センターの設置促進</u>に向け、<u>都道府県においても、</u>障害福祉計画のとりまとめ等の際に、<u>基幹相談支援センターを</u> 設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取組をフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべきこと
- ・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員(仮称)」を基幹相談支援センターに計画的に配置すべきこと
- ・ <u>市町村の支給決定の担当職員においては、</u>機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加すること などを通じて一定の専門的知見を身につけるべき。
- よといった事項が指摘されている。
- この他、平成28年4月に「安心居住政策研究会」(国土交通省設置)において、障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会と(自立支援)協議会が連携し、入居支援体制を構築することが効果的であるとの意見が示されている。

#### 基本指針への記載(案)

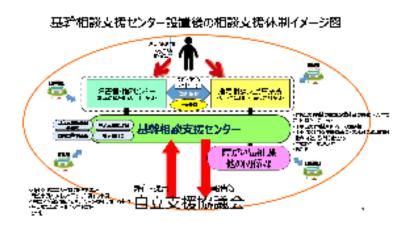
- 上記を踏まえ、「第一 三 相談支援の体制の基本的考え方」に以下の事項を追記してはどうか。
- ・ 都道府県においては、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことや、同センターに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保することが必要であること。
- ・ 障害者が安心して地域に住まえるよう、都道府県及び市町村においては、(自立支援)協議会と居住支援協議会の連携等 に努めること。
- また、「第三 三 4 →サービスの提供に係る人材の研修」において、以下の事項を追記してはどうか。
- ・ 地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切に実施するため、 市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましいこと。

### 3 高知市の基幹相談支援センター設置方針

- ・ 平成28年度に協議(5回)、勉強会(1回)、アンケート(委員及び相談支援専門員)等を実施しセンター設置に向けた役割と機能の検討を行った。
- 既存の指定相談支援事業所と障害者相談センターと役割分担を図りながら、相談支援の中核であるセンターを直営で設置する。
- ・開設から3か年重点項目を設け、行動計画を策定する。また、実績等を自立支援協 議会へ報告し、円滑な運営のための評価・提言を受けることとする。
- 開設時期は今後庁内関係部署との調整が必要。
- 開設までに相談支援検討会等の場を活用し、実務面の 運営協議と専門職を含む職員の確保に努める。



基幹相談支援センターの設置・運営



# 2 報告・協議事項

②報告 相談支援体制実績等報告

A 指定相談支援事業所

B 障害者相談センター

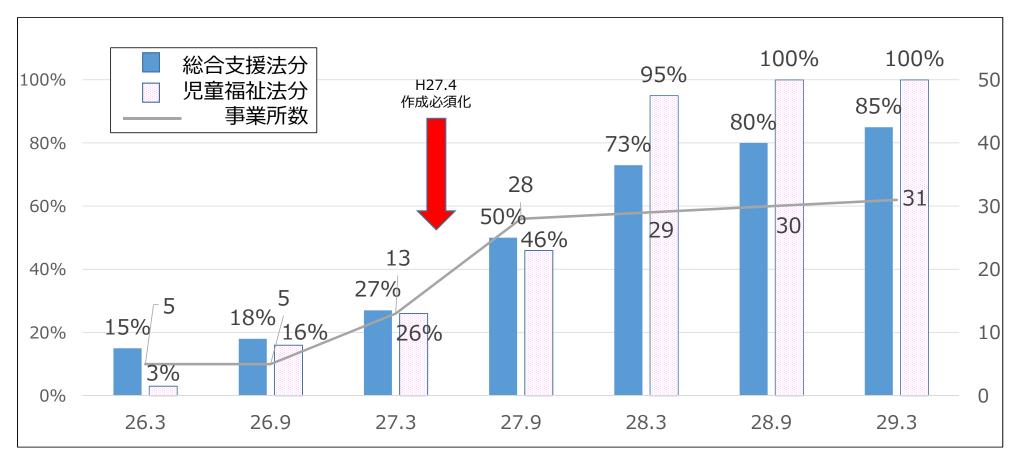
### A-1 計画作成の内訳

H29.3.31現在

	受給者数 (a)	作成済 (b)	うち セルフプラン (c)	作成率 (b/a)	セルフ率 (c/b)
総合支援法分	2,799	2,365	186	85%	8%
児童福祉法分	699	699	111	100%	16%
合計	3,498	3,064	297	88%	10%

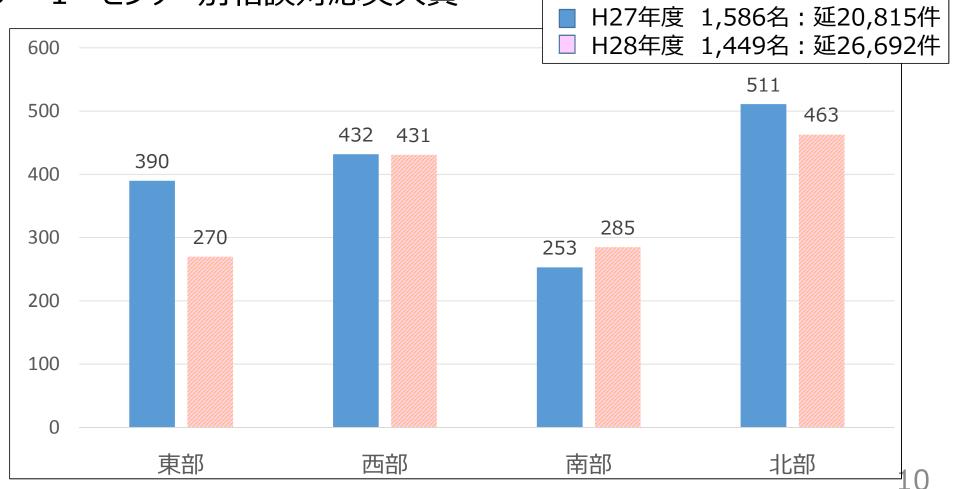
全国平均 総合支援法分 作成率97% セルフ率17% 児童福祉法分 作成率99% セルフ率29%

### A-2 計画作成率·事業所数の推移

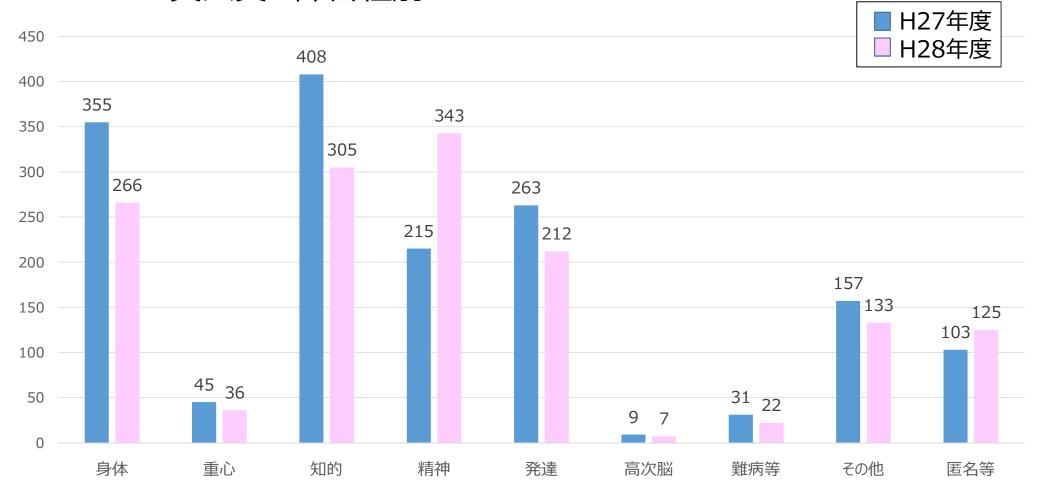


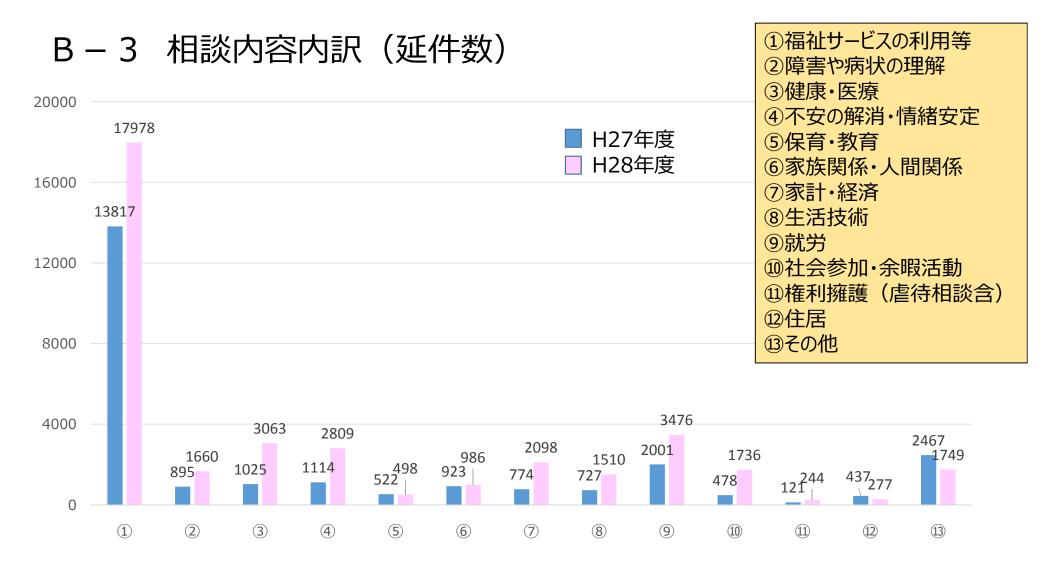
指定特定相談支援事業所数 31カ所 (うち障害児相談支援事業の指定有り 21カ所)

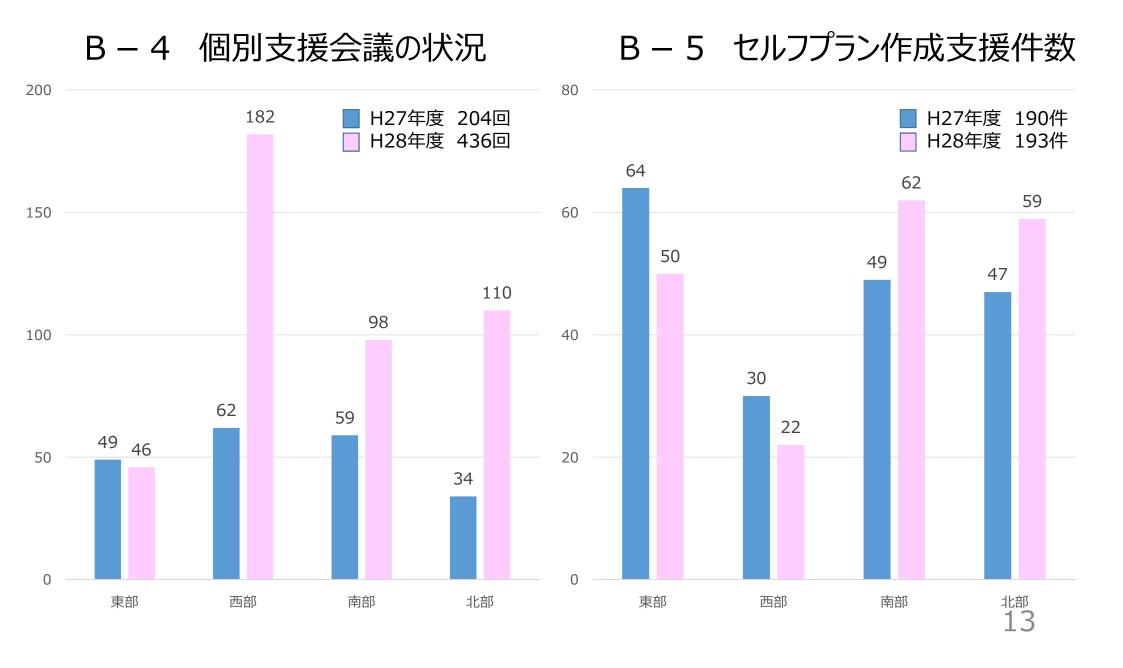




### B-2 実人員の障害種別







### 相談支援体制実績等 まとめ

### 指定相談支援事業所

- 計画作成率は障害者計画に掲げる目標値(80%)を達成。
- セルフ率は全国平均以下。

#### 障害者相談センター

- 地域の総合相談窓口として多岐にわたる相談あり。
- 計画作成率アップに合わせ、実人員数は減少も、 1名あたりの対応延件数は増加傾向。

ブロック内のネットワーク及び 資質向上を図りながら、 基幹相談支援センターと合わせ、 有機的な相談支援体制の構築

# 3 今後のスケジュール

## 協議スケジュール(案)



	平成29年度				平成30年度				
	第1回 (5月)	第2回 (8月)	第3回 (11月)	第4回 (2月)	第1回 (5月)	第2回 (8月)	第3回 (11月)	第4回 (2月)	
基幹相談支援センター (相談支援体制含む)	設置方針	方針 適宜報告 追加協議							
地域生活支援拠点	障害者計画·障害福祉計画状況等報告 (平成30~32年度)								
その他			(障害者相談C)	●就労·相談 各検討会報告					
	自立支援協議会のあり方、委員から活動紹介等								

障害者計画·障害福祉計画 (H27~29年度) 障害者計画·障害福祉計画 (H30~32年度)